

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおつ福祉会（以下、「事業者」という。）が開設する相談支援事業所ひびき（以下、「事業所」という。）において行う相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号・平成24年改称。）に基づく基本相談支援及び指定計画相談支援並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者又は障害児（以下、利用者）という。）及び障害児の保護者等の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な配慮をもって事業を実施するものとする。

2 事業者は、相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業者は、相談支援の提供に当たっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業もしくは障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業者は、市町村、障害福祉サービス事業もしくは障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

5 事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 前5項のほか、事業者は、関係法令に基づく事業の人員及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 相談支援事業所ひびき

(2) 所在地 大津市唐崎三丁目1番15号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員 1人以上（常勤職員）

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成並びに継続的なモニタリング等を行う。

(3) 相談員補助 1人以上

相談員補助は、相談支援専門員の業務補助を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日とする。(祝日・年末年始を除く)  
ただし、要請に応じて休日、祝日等の相談、同行等を行う。
- (2) 開所時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児

(指定計画相談支援並びに指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

- (2) アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- (3) サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案等の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案等を作成した際には、サービス等利用計画案等を利用者等に交付するものとする。

- (4) サービス等利用計画等の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案等の変更を行い、

指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案等の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画等を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

#### (5) モニタリング（サービス等利用計画等の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画等を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

#### (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

#### (相談支援の提供方法)

### 第8条

(1) 利用者及び家族と面接し、本人の状況を聞き取った上で支援する上で解決すべき課題等を把握する。

(2) 把握した課題に合った福祉サービスを検討し、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の原案を作成する。

(3) 支給決定が行われた後に、サービス担当者会議を開催し、計画の説明と担当者から専門的意見意見を求める。

(4) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の内容について利用者又は家族に説明し、計画を完成させる。完成した計画は利用者又は家族、並びに福祉サービス等の担当者に交付する。

#### (利用者等から受領する費用の種類及びその額)

第9条 事業者が計画相談支援及び障害児相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により、事業者が各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない計画相談支援等を提供した際は、利用者から計画相談支援等に係る計画相談支援等費用基準額の支払いを受けるものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、大津市全域とする。

#### (緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に相談支援を提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態

が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (苦情解決)

第12条 事業者は、事業所において提供した相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 虐待防止委員会の設置

#### (その他運営に関する留意点)

第14条 事業者は、事業所において適切な相談支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

#### (委任)

第15条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年9月30日から施行する。

この規定は、平成26年12月16日から施行する。

この規定は、平成29年6月23日から施行する。

この規定は、平成29年9月22日から施行する。

この規定は、令和3年3月24日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。